

船舶事故調査報告書

平成22年8月19日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲 也
 委員 根本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成22年5月6日 16時30分ごろ
発生場所	山口県萩市見島北方沖 見島北灯台から真方位021° 9.9海里（M）付近（概位 北緯34° 57.2′ 東経131° 12.3′）
事故調査の経過	平成22年5月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第一暉 ^{きしゅう} 祥丸、75トン SN2-3000（漁船登録番号）、有限会社栄徳水産 27.50m(Lr)×5.80m×2.45m、鋼 ディーゼル機関、漁船法馬力数440、平成元年6月4日 B 漁船 勝 ^{しょうえい} 栄丸、19.98トン YG2-6596（漁船登録番号）、個人所有 16.97m(Lr)×3.43m×1.38m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数190、昭和49年10月3日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 59歳 五級海技士（航海） 免許年月日 平成9年8月27日 免状交付年月日 平成19年6月25日 免状有効期間満了日 平成24年8月26日 甲板員A 男性 59歳 受有免状なし B 船長B 男性 66歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年2月7日 免許証交付日 平成22年5月12日 （平成27年7月13日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	A 船首部に擦過傷 B 全損
事故の経過	A船は、船長A及び甲板員Aほか7人が乗り組み、甲板員Aが船橋当直につき、手動操舵により、針路を約275°（真方位、以下同じ。）、速力を約9ノット（kn）（対地速力、以下同じ。）として漁場に向かった。 甲板員Aは、目視及びレーダーで前方に船舶を認めなかったことから、前方に航行する船舶はないと思い、操舵室前面左舷側に設置されたGPSプロッターを見ながら、同じ針路及び速力で航行中、平成22年5月6日

	<p>16時30分ごろ、萩市見島北灯台から021° 9.9M付近で、A船の船首部とB船の左舷中央部が衝突した。</p> <p>B船は、船長Bほか2人が乗り組み、船長Bが、約182°の針路及び約9knの速力で、自動操舵により航行中、16時00分ごろレーダー映像により左舷船首40～50° 4.5M付近を西進するA船を認めた。</p> <p>船長Bは、A船がいずれ避けてくれるだろうと思い込んでA船の動静を監視せず、衝突の数分前から携帯電話の操作を始め、同じ針路及び速力で航行中、A船と衝突した。</p> <p>衝突後、B船は左舷側に傾き、機関室から火災が発生したので、B船乗組員はA船に移乗した。</p> <p>B船は、左舷側に傾いたまま燃え続け、18時30分ごろ衝突場所付近で沈没した。その後、A船はB船乗組員を乗せて山口県萩港に入港した。</p>								
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 北西、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：波高 約0.5～約1.0m</p>								
その他の事項	<p>甲板員Aは、トロール漁船や定置網漁船に約35年間乗り組み、船橋当直の経験も同じぐらいの年数を有していた。</p>								
分析	<table border="1"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>A船は、見島北方沖を西進中、甲板員Aが、前方に航行の支障となる船舶はないと思い、適切な見張りを行わなかったため、右舷方から接近するB船に気付かず航行を続け、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、見島北方沖を南進中、船長Bが、レーダー映像により西進するA船を認めたが、A船が避けてくれるものと思い込み、適切な見張りを行わなかったため、A船と衝突のおそれがある態勢で接近していることに気付かず航行を続け、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、衝突時、機関室内の電気系統が損傷したため、火災が発生した可能性があると考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	あり	船体・機関等の関与	なし	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	<p>A船は、見島北方沖を西進中、甲板員Aが、前方に航行の支障となる船舶はないと思い、適切な見張りを行わなかったため、右舷方から接近するB船に気付かず航行を続け、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、見島北方沖を南進中、船長Bが、レーダー映像により西進するA船を認めたが、A船が避けてくれるものと思い込み、適切な見張りを行わなかったため、A船と衝突のおそれがある態勢で接近していることに気付かず航行を続け、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、衝突時、機関室内の電気系統が損傷したため、火災が発生した可能性があると考えられる。</p>
乗組員等の関与	あり								
船体・機関等の関与	なし								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	<p>A船は、見島北方沖を西進中、甲板員Aが、前方に航行の支障となる船舶はないと思い、適切な見張りを行わなかったため、右舷方から接近するB船に気付かず航行を続け、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、見島北方沖を南進中、船長Bが、レーダー映像により西進するA船を認めたが、A船が避けてくれるものと思い込み、適切な見張りを行わなかったため、A船と衝突のおそれがある態勢で接近していることに気付かず航行を続け、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、衝突時、機関室内の電気系統が損傷したため、火災が発生した可能性があると考えられる。</p>								
原因	<p>本事故は、見島北方沖において、A船が西進中、B船が南進中、甲板員A及び船長Bが適切な見張りを行わなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>								